

委員 長 報 告 書

さる 6 月 25 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 12 号 訴訟の提起について
を審査するため、6 月 26 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 12 号は、平成 24 年 8 月 10 日付けで大規模太陽光発電事業用地
として賃貸借契約を締結した市有地において、相手方が設置したソーラー
パネルによる光害および雑草の繁茂による景観阻害等に対する善処を繰り返
し要請するも、一向に応じず、市が通告した期限内に催告事項を履行し
なかったことにより、平成 27 年 3 月 15 日限りにおいて賃貸借契約は解除
となったため、本件土地の地上物件の収去及び本件土地の明け渡し請求の
訴えを提起するものである。

委員から、契約時に相手方の資金力等、事業遂行能力を確認したのか
とのただしがあり、資金力を調査したという記録は残っていないとの答
弁がありました。

太陽光発電をするにあたっては、当該事業者はシステムパートナーとし
てどのメーカーと契約しているかを調査したかとのただしがあり、当初
の提案ではシャープのソーラーパネルを使って実施したいという提案であ
ったが、結果として双方の協議が整わず別メーカーで実施しているとい
うことであるが、パネルメーカーがシャープであることをもって賃貸借契約
を締結したわけではないとの答弁がありました。

今回、賃貸借契約を解除するまでは滞りなく賃料は支払われていたか、
また、その支払われた総額はいくらかとのただしがあり、平成 24 年 10
月の契約締結から解除までの賃料 3,001,000 円、原状回復義務保証金

8,750,000円、そして敷金1,200,400円をいずれも全額納付済みであるとの答弁がありました。

訴訟に至るまでの経過について ただしがあり、まずは相手方とその事業パートナーそして市の三者で調停を3度実施し、それ以降も顧問弁護士を通して協議を重ねたが、改善が見込めなかったため今回の訴訟という判断となったものであるとの答弁がありました。

裁判の見通しについて ただしがあり、訴え自体は施設の撤去と土地の明け渡しであるが、当初の目的どおり適正な管理のもと事業を継続することが最善と考えており、当事者で和解や調停などいろんな解決策が出てくる可能性があると考えている。そのなかで双方合意できるのであればその時点でまた市として判断をすればよいと考えているとの答弁がありました。

ソーラーパネルによる光害について ただしがあり、稼働状況にかかわらず光の乱反射が生じるため、パネルの角度を変えることが有効であるが、一部の角度変更には対応していないことから、全ての角度を変えるよう要請していたものであるとの答弁がありました。

訴訟後も現状のまま稼働することなく施設を撤去することになった場合の費用について ただしがあり、契約上の原状回復義務保証金は約7,000万円であるが、設備構造が簡素であることから2,000万円も要しないのではないかと考えている。施設自体は完成に近いところまできており、耐用年数も過ぎていないことから、訴え自体は撤去ということではあるが、可能性として市としては撤去しないで使用していくという方法も考えられるのではないかと思うとの答弁がありました。